

収入補償制度

(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

意向確認【ご加入前のご確認】 収入補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の主旨

長期休職
●ケガ
●病気
●心の病

早期復職支援

収入面での準備

外部相談窓口

収入補償制度

所得を失うリスクを考えた場合に、①退職、②死亡、③長期療養などが考えられます。その中で**対策が最も手薄**であるのが**長期療養により所得を失うケース**です。

もし、病気やケガで長期間休職するとどうなるのでしょうか。あなたの収入が止まっても毎月の支出は止まりません。

そこで、**自身とその家族を守るため、「収入補償制度」**をご案内します。
この制度は現在の所得水準を確保するためのものです。是非ご加入ください。

死亡

- 団体→弔慰金・団体生命保険
- 公的給付→遺族年金
- 住宅ローン→団体信用生命保険により完済
- 保険→一般の生命保険等



補完制度あり

短期入院

- 公的給付→健康保険
- 保険→一般の医療保険



※しかしながら、一般に医療保険は短期の入院を対象としたものとなっております。

長期療養

- 公的給付→重度の場合のみ障害年金
- 退職→収入は途絶える…
- 住宅ローン→払えず家を手放す？
- 保険→？



かなり厳しい

➔ **死亡と同様に長期の傷病は非常に大きなリスクとなります。しかし、現在でも個人ではなかなか準備できません。**

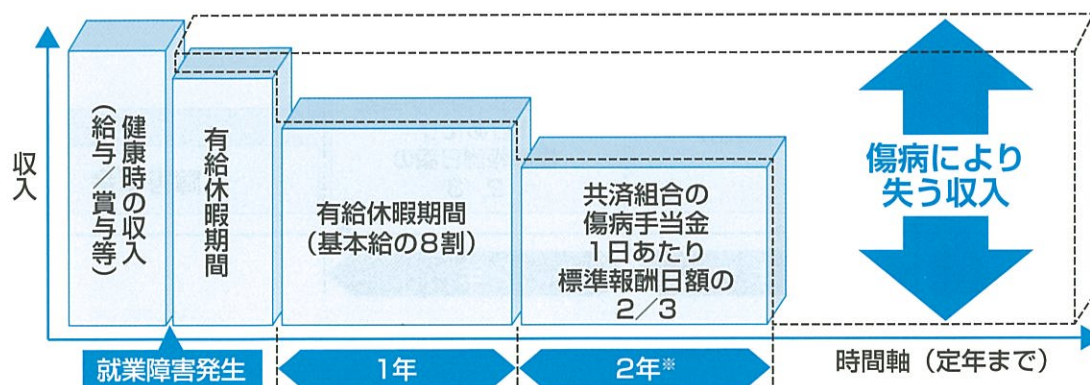
制度の特長

- 病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

制度の必要性

病気やケガで長期間働けなくなった場合、あなたの所得がどうなるかご存じですか？

(1) 現行の給付制度



※傷病手当金 (1年6か月) + 傷病手当金附加金 (6か月)

	収入	内容
①	共済組合から傷病手当金+付加給付+傷病手当金附加金	1年6か月+6か月 標準報酬日額の2/3
②	厚生年金等から障害年金(*)	*重度の障害認定(1級~3級)の場合給付されます。

休職して失う収入が心配
だなあ...



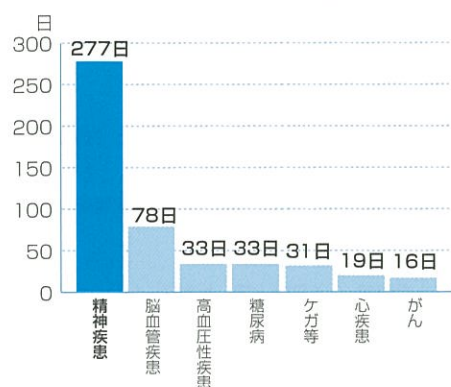
病気・ケガによる長期休職に対する現行の給付制度には限界があります。

(2) 長期就業障害 (就業不能) によるリスク

- 生活費、教育費、住宅ローンなどの支出は休職中も止まらず、更に医療費・介護費がかさみます。
- 長期療養による所得喪失は身近な問題であり、勤労者の多くはその不安を感じています。
- 精神障害に係る労災請求・決定件数は近年増加傾向にあり、精神疾患による就業障害に対する備えも重要となっております。
- しかし、死亡保障に対する補完制度は様々ありますが、この部分を補完する自助努力制度は個人ではなかなか準備できません。

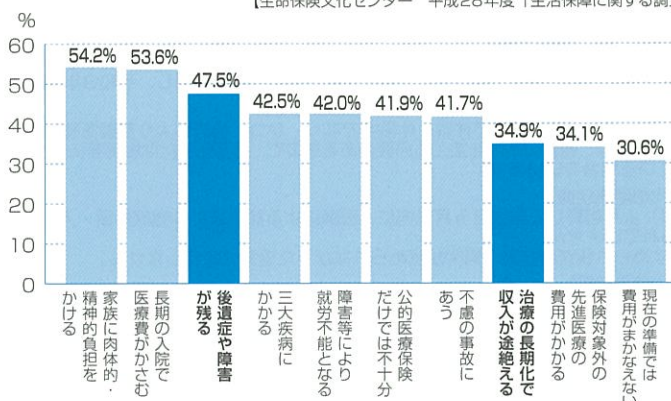
退院患者 傷病別平均在院日数

【厚生労働省 平成29年「患者調査」】



ケガや病気に対する不安の内容 上位10項目

【生命保険文化センター 平成28年度「生活保障に関する調査」】

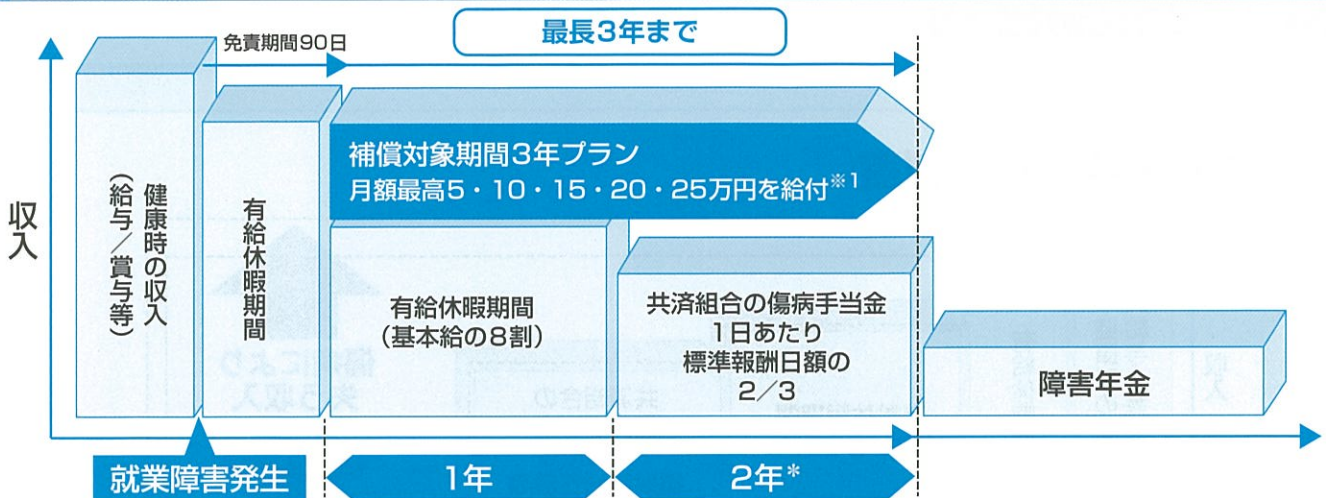


長期療養により所得を失うリスク → 収入補償制度で補完

給付内容

病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

補償対象期間3年プラン



* 傷病手当金 (1年6か月) + 傷病手当金附加金 (6か月)

※1 3年を限度に給付。ただし、うつ病等所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月を限度に給付。

申込コースと月額掛金

補償対象期間3年プラン ・ 免責期間90日 補償対象期間3年

単位：円

年齢 (歳)	免責 期間	補償対象 期間	保険金月額5万円		保険金月額10万円		保険金月額15万円		保険金月額20万円		保険金月額25万円	
			A1コース		A2コース		A3コース		A4コース		A5コース	
			男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
15～24	90日	3年	164	103	308	186	453	268	597	351	741	434
25～29			169	123	318	226	467	330	617	433	766	536
30～34			183	163	346	305	508	448	671	590	834	733
35～39			227	241	434	462	641	683	848	903	1,055	1,124
40～44			330	391	640	762	951	1,134	1,261	1,505	1,571	1,876
45～49			505	609	990	1,198	1,475	1,787	1,960	2,376	2,445	2,965
50～54			810	926	1,600	1,832	2,390	2,738	3,180	3,644	3,970	4,550
55～59			1,362	1,423	2,705	2,826	4,047	4,229	5,390	5,632	6,732	7,035

- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 年齢は令和3年4月1日現在の満年齢です。
- 補償対象期間は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月を限度となります。
- 記載の保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- 免責期間は90日です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など
- 上記月額掛金には制度運営費として20円が含まれています。

加入資格

全日本教職員連盟団体総合共済会の会員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年4月1日現在満15歳以上満59歳以下の方

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすめられていません。

（注）検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気や転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

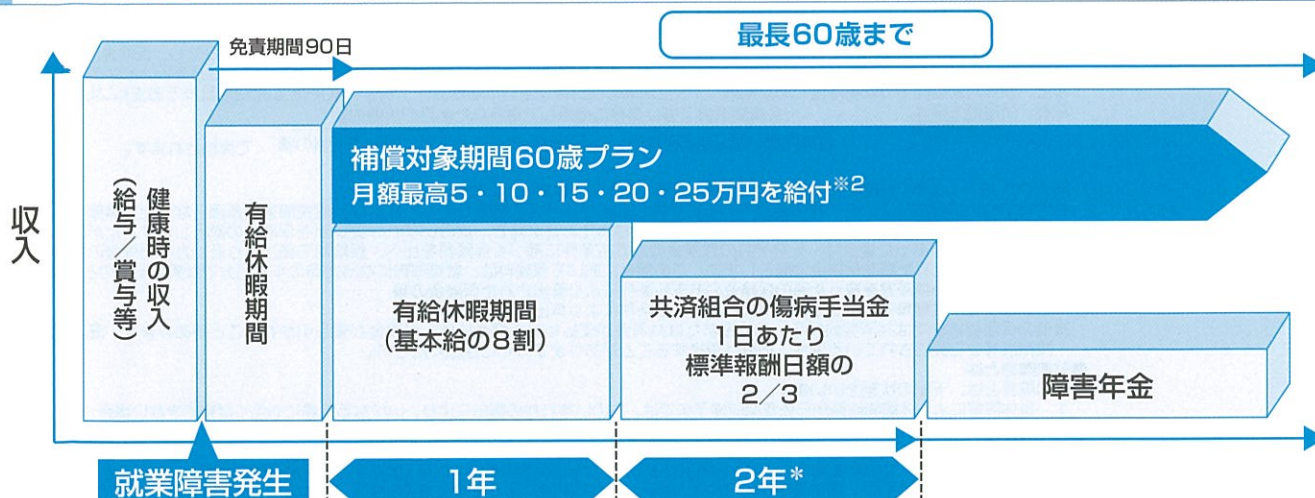
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※全日本教職員連盟団体総合共済会の会員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償対象期間60歳プラン



* 傷病手当金 (1年6か月) + 傷病手当金附加金 (6か月)

※2 55歳～59歳の方は3年が限度。ただし、うつ病等所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月を限度に給付。

申込コースと月額掛金

補償対象期間60歳プラン ・ 免責期間90日 補償対象期間60歳

単位：円

年齢 (歳)	免責 期間	補償対象 期間	保険金月額5万円		保険金月額10万円		保険金月額15万円		保険金月額20万円		保険金月額25万円	
			B1コース		B2コース		B3コース		B4コース		B5コース	
			男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
15～24	90日	60歳	484	315	948	610	1,413	904	1,877	1,199	2,341	1,494
25～29			501	403	982	786	1,463	1,170	1,945	1,553	2,426	1,936
30～34			531	531	1,042	1,041	1,552	1,552	2,063	2,062	2,574	2,573
35～39			655	773	1,290	1,526	1,925	2,279	2,560	3,031	3,195	3,784
40～44			922	1,183	1,824	2,346	2,727	3,510	3,629	4,673	4,531	5,836
45～49			1,269	1,597	2,518	3,174	3,767	4,751	5,016	6,328	6,265	7,905
50～54			1,466	1,714	2,912	3,408	4,358	5,102	5,804	6,796	7,250	8,490
55～59		3年	1,362	1,423	2,705	2,826	4,047	4,229	5,390	5,632	6,732	7,035

- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 年齢は令和3年4月1日現在の満年齢です。
- 補償対象期間は60歳が限度となります(55歳～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。)
- 記載の保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- 免責期間は90日です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引当損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

- 上記月額掛金には制度運営費として20円が含まれています。

加入の取扱いについて

保険期間

1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日)で、以後毎年更新します。

保険料

[徳島県教職員団体連合会] 毎月の給与から控除します。(初回は4月分給与から)
[上記以外] 年1回指定いただいた金融機関の口座から振替えます。(3月下旬ごろ)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。

継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P5～6

《収入補償制度内で加入内容を変更する場合のご注意》

本制度については、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、**変更後の保険料の額が高くなる**ときは、**新たに告知が必要です**。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※本制度においては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

＜具体例＞

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円（Cコース）に加入

・補償内容①の保険料（免責期間365日、補償対象期間60歳）

保険金月額 年齢	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳～34歳	250円	500円	750円
35歳～39歳	300円	600円	900円

・補償内容②の保険料（免責期間7日、補償対象期間3年）

保険金月額 年齢	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳～39歳	500円	1,000円	1,500円

◎変更後コース別の新たな告知の要否

既加入コース	C
保険料	900円



変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢（35歳）に応じた保険料を使用します。

※上記例において、Cコース（保険金月額：15万円）からbコース（保険金月額：10万円）への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱います。